

高病原性鳥インフルエンザ緊急対策について

(単位：千円)

	所要額	国	京都府
1 防疫対策	417,000	0	417,000
(1) 防疫対策関係経費 ・防疫措置、車両消毒ポイント、清浄性確認検査等	388,300	0	388,300
(2) 埋却地周辺水質調査等 ・発生農場下流の河川6箇所・地下水7箇所の定期水質検査	10,700	0	10,700
(3) モニタリング調査 ・監視体制を強化するための抽出農場における定期的ウイルス検査	18,000	0	18,000
2 生産者対策 (3月22日+21日間)：46日(2日) ※(1)～(4)の事業実施主体は(社)京都府畜産振興協会	541,104	188,104	353,000
(1) 採卵農家等緊急支援対策(移動制限区域内) ・鶏卵価値の減少分の補てん(国1/2、府1/2) ・鶏卵の一時保管及び一時保管場所への輸送経費に対する助成(国1/2、府1/2) ・廃棄処分場への輸送及び廃棄処分に係る経費に対する助成(府10/10)	319,940 231,179 6,019 82,742	113,540 110,563 2,977 0	206,400 120,616 3,042 82,742
(2) 肉鶏農家等緊急支援対策(移動制限区域内) ・出荷遅延に伴う飼料代増加額に対する助成(国1/2、府1/2) ・出荷遅延に伴う鶏肉価値の減少分の補てん(国1/2、府1/2) ・購入予約済み素びなの違約金に対する助成(府10/10)	105,716 50,583 45,375 9,758	45,716 24,191 21,525 0	60,000 26,392 23,850 9,758
(3) 種鶏農家等緊急支援対策(移動制限区域内) ・出荷不能となる素びなの損失補てん(国1/2、府1/2)	60,348	28,848	31,500
(4) 養鶏農家等環境対策(移動制限区域内) ・出荷不能となる鶏ふんの野積み防止のためのコンテナバッグ等購入に対する助成(府10/10)	3,600	0	3,600
(5) 野鳥対策事業(移動制限区域内) ・養鶏農家等に対する防鳥ネットの購入助成等(府1/2、市町1/4、事業者1/4)	30,000	0	30,000
(6) 養鶏農家緊急融資対策 ・移動制限区域内外の養鶏農家の経営支援のため、運転資金に対する融資制度の貸付上限額の拡大及び利子補給制度の新設・拡大	21,500	0	21,500
3 関連業者対策	—	—	—
・鳥インフルエンザ緊急融資の創設	—	—	—
4 広報	30,000	0	30,000
・鶏肉・鶏卵の安全性の普及啓発、相談窓口の広報等	30,000	0	30,000
合 計	988,104	188,104	800,000

明許繰越 500,000

※国1/2、府1/2の事業に係る国負担金は、国から(社)京都府畜産振興協会へ直接交付予定

高病原性鳥インフルエンザ緊急対策について

【総括表】

(単位：千円)

	所要額	府予算額
1 防疫対策	417,000	417,000
2 生産者対策	541,104	353,000
3 関連業者対策	—	—
4 広報	30,000	30,000
合計	988,104	800,000

※所要額の内国庫対象予定事業については、国庫分事業主体へ直接交付予定

1 防疫対策

(所要額：417,000千円、予算額：417,000千円)

(1) 防疫対策関係経費

(所要額：388,300千円、予算額：388,300千円)

①防疫措置関連

(発生農場等の消毒、埋却処分、防護服等に関する経費)

②車両消毒ポイント関連

(府内7か所の消毒ポイントでの車両消毒に関する経費)

③清浄性確認検査関連

(清浄性確認の検査薬品、防護服等に関する経費)

(2) 埋却地周辺水質調査等

(所要額：10,700千円、予算額：10,700千円)

河川水等の水質検査を実施し、埋却処分等に伴う環境への影響を把握する。

- ・事業期間：平成16年3月～平成17年3月
- ・事業対象：河川6箇所及び地下水7箇所
- ・事業内容：16年3月は週2回、その後月1回程度の水質検査を実施

(3) モニタリング調査

(所要額：18,000千円、予算額：18,000千円)

国の防疫マニュアル基準に基づくモニタリング(府内1ヶ所)に加え、監視体制を強化するため本府独自のモニタリング調査を実施する。

- ・事業期間：終息宣言～平成17年3月
- ・調査地点：13か所

2 生産者対策

(所要額：541,104千円、予算額：353,000千円)

(1) 採卵農家等緊急支援対策 (所要額：319,940千円、予算額：206,400千円)

移動制限に伴い出荷できない鶏卵について、価値の減少補てん及び保管経費等の助成を行い、採卵農家の経営安定を図る。

- ・事業主体：(社) 京都府畜産振興協会
- ・事業期間：移動自粛要請期間+防疫措置期間+21日間(見込み46日)
- ・事業対象：移動制限区域内採卵農家 約750戸(約659千羽)
- ・事業内容：

①鶏卵価値の減少補てん(国1/2、府1/2)

一時保管後出荷・廃棄される鶏卵について価値減少分を補てん
(所要額：231,179千円、予算額：120,616千円)

②鶏卵保管(輸送・保管)経費の助成(国1/2、府1/2)

鶏卵の一時保管に係る経費及び一時保管場所への輸送経費の助成
(所要額：6,019千円、予算額：3,042千円)

③鶏卵廃棄処分(輸送・焼却)経費の助成(府10/10)

廃棄される卵の廃棄処分場への輸送及び廃棄処分に係る経費の助成
(所要額：82,742千円、予算額：82,742千円)

(2) 肉鶏農家等緊急支援対策 (所要額：105,716千円、予算額：60,000千円)

移動制限に伴い出荷を引き延ばすことになったブロイラーの価値の減少補てん等を行い、肉鶏農家等の経営安定を図る。

- ・事業主体：(社) 京都府畜産振興協会
- ・事業期間：移動自粛要請期間+防疫措置期間+21日間(見込み46日)
- ・事業対象：移動制限区域内肉鶏農家 約50戸(約178千羽)
- ・事業内容：

①出荷遅延に係る飼料代増加額の助成(国1/2、府1/2)

出荷遅延に伴う飼料代増加額の助成
(所要額：50,583千円、予算額：26,392千円)

②ブロイラー価値の減少補てん(国1/2、府1/2)

出荷遅延に伴う鶏肉価値について価値減少分を補てん
(所要額：45,375千円、予算額：23,850千円)

③素びな導入経費に対する補てん(府10/10)

素びなが導入できなくなったことによる違約金相当額を助成
(所要額：9,758千円、予算額：9,758千円)

(3) 種鶏農家等緊急支援対策 (所要額：60,348千円、予算額：31,500千円)

移動制限に伴い出荷不能となる素びなの損失補てんを行い、種鶏農家の経営安定を図る。

- ・事業主体：(社) 京都府畜産振興協会
- ・事業期間：移動自粛要請期間+防疫措置期間+21日間(見込み46日)
- ・事業対象：移動制限区域内種鶏農家 1戸(種鶏約30千羽)
- ・事業内容：出荷不能となった素びなの損失分を補てん(国1/2、府1/2)

(4) 養鶏農家等環境対策 (所要額：3,600千円、予算額：3,600千円)

移動制限に伴い移動・出荷制限となる「未処理鶏ふん」及び「乾燥鶏ふん」による環境問題の発生を防止する。

- ・事業主体：(社) 京都府畜産振興協会
- ・事業期間：移動自粛要請期間+防疫措置期間+21日間(見込み46日)
- ・事業対象：移動制限区域内養鶏農家 約27戸(約260千羽)
- ・事業内容：保管用資材の配布・貸し出し(府10/10)

(5) 野鳥対策 (所要額：30,000千円、予算額：30,000千円)

移動制限区域内の野鳥対策として防鳥ネット整備等への助成を行う。

- ・事業対象：移動制限区域内の養鶏農家等 約800戸(約837千羽)
- ・事業内容：防鳥ネット購入等に対する助成(府1/2、市町1/4、事業者1/4)

(6) 養鶏農家緊急融資対策 (所要額：21,500千円、予算額：21,500千円)

養鶏農家の経営の継続、再開を支援するため、末端貸付利率が無利子となるよう府が利子補給

- ・融資機関：農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会等
- ・資金使途：飼料、営農資材の購入等、畜産経営の継続、再開に必要な資金
- ・償還期間：3～5年以内

※ 移動制限区域外にも適用される経営維持資金を新設

3 関連業者対策

(所要額：－、予算額：－)

(1) 鳥インフルエンザ緊急融資の創設

(特 徴)

- ・売上減少要件の緩和
- ・無担保・無保証人制度の納税要件を撤廃

4 広 報

(所要額：30,000千円、予算額：30,000千円)

府民の不安解消、風評被害の防止、冷静な対応の呼びかけ、消費促進のために、鳥インフルエンザに対する正しい知識の啓発等を行う。

養鶏農家緊急融資対策について

1 趣 旨

高病原性鳥インフルエンザの発生により、移動制限等の影響やその他深刻な経済的影響を受けた畜産農家の経営維持を図るため、国の家畜疾病経営維持資金を融資機関が融通する場合に、府が畜産農家の利子負担を軽減するため利子補給を行うことにより、経営の継続、再開及び維持を支援する。

2 事業概要

資金名	国 制 度 + 府単上乗せ利子補給		
	経営継続資金	経営再開資金	経営維持資金
貸付対象者	移動制限等により経営が困難となった者 (制限区域内)	家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者 (制限区域内)	深刻な経済的影響を受けた者 (直近1ヶ月の販売額が過去1年間と比べ概ね20%以上低下) (制限区域外も対象)
資金使途	家畜の導入、飼料、営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等、畜産経営の継続、再開及び維持に必要な営農経費		
貸付限度	100羽当たり4万円	個人 2,000万円 法人 8,000万円	100羽当たり4万円
貸付利率	0%	0%	0%
償還期間 (うち経過期間)	3年以内 (1年以内)	5年以内 (2年以内)	3年以内 (1年以内)

基準金利		2.65% (H16.2.19~現在)		
利子補給率	国	1.325% (融資金額の1/2を無利子融資)		1.25% (うち信連等0.24%)
	府	1.325%	1.325%	1.40%
融資機関		京都府信用農業協同組合連合会等		

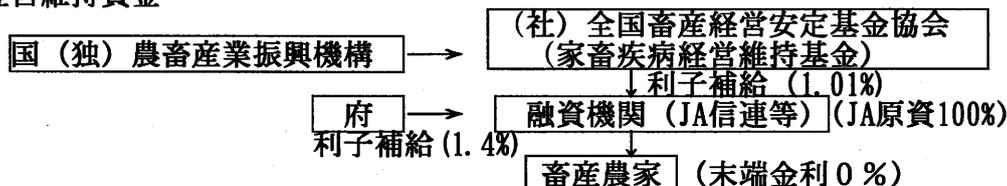
3 国制度の資金及び利子補給の流れ

●経営継続資金

●経営再開資金



●経営維持資金



4 総融資枠 15億円

5 所要額 21,500千円 (利子補給額)

「高病原性鳥インフルエンザ緊急融資」(仮称)の創設

- ◆ 京都府内の高病原性鳥インフルエンザの発生により、直接的に影響を受ける中小企業者及び風評被害により売上が減少する等の間接的に影響を受ける中小企業者の経営の維持を図るため、京都市と協調し、緊急融資を3月15日(月)から実施する。

融資の対象者

- ◎ 鳥インフルエンザの患畜が確認された養鶏業者との直接・間取引業者に加え、患畜の発生により売上減少等の影響を受けた中小企業者についても広く融資の対象とする。

例：鶏肉加工業、鶏肉・卵卸売業、同小売業、飼料販売業、飲食店等

<具体的な対象者の要件>

次の要件をすべて満たす中小企業者

- ① 養鶏業等関連(高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認されていない養鶏業者も含む。)の取引依存度が20%以上あること。
- ② 最近1カ月の売上げが減少していること。

融資の特徴

1. 売上減少要件の緩和

最近1カ月の売上げが減少している企業(現行：最近3カ月の売上げ5%減を緩和)

2. 無担保・無保証人の対象を拡大

納税要件を満たさない企業(赤字決算のため、所得割や法人割等の税額が発生していない企業)を対象に拡大し、法人の代表者も保証人として徴求しない無担保・無保証人で融資(現行：基本的に納税要件が必要)

3. 据置期間の延長(1年間)

据置期間を1年に延長し、返済負担を軽減(現行：無担保・無保証人資金は6カ月)

融資の概要

小規模企業者向け <無担保無保証人>	融資限度額：1,250万円以内 融資利率：年1.5%(固定金利) (但し、納税要件のない者は、年1.8%) 融資期間：5年以内<据置1年間>
-----------------------	---

中小企業者向け <無担保>	融資限度額：無担保8,000万円以内 融資利率：年1.8%(固定金利) 融資期間：7年以内<据置1年間>
------------------	--

※ 信用保証料は、保証協会の協力により0.9%に引き下げて実施します。